

○環境省令第十八号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月九日

環境大臣 若林 正俊

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

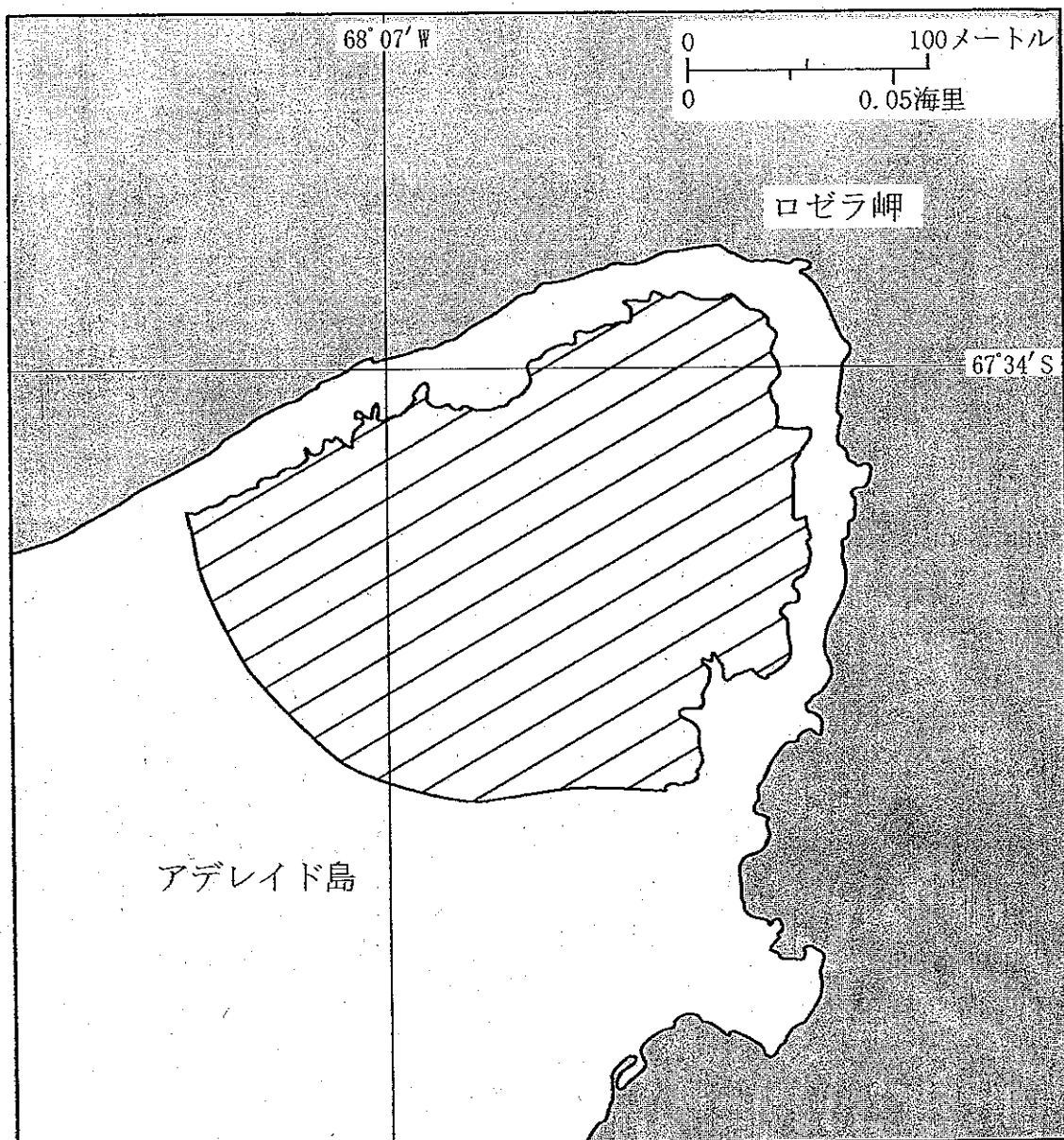
別記第二十九南極特別保護地区を次のように改める。

第二十九南極特別保護地区

アデレイド島のロゼラ岬

この地区は、アデレイド島東部のロゼラ岬の北東端（南緯 67 度 33 分 59 秒西経 68 度 6 分 50 秒）から 230 メートル以内であり、かつ、標高 5 メートル以上の区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



別記第六十五南極特別保護地区中「66度」を「北から66度」に改める。

別表第四の八十一の項の次に次の一項を加える。

八十二	キング・ジョージ島ファイルズ半島のフレイ基地、ベリングスハウゼン基地並びにエスクデロ基地の近くにある南極条約の記念碑並びに同条約への署名及び極地に関する国際年を記念した銘板	南緯六十二度十二分東経五十八度五十七分
-----	--	---------------------

別表第六第九南極特別保護地区の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第二十九南極特別保護地区の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第六十五南極特別保護地区項中第四号を次のように改める。

四 毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度千メートル以下の空域

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）

第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすらかどうかの処分がなされていらないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第一号及び第三号の要件につい

ては、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。